

平成 30 年度の介護保険制度

65 歳以上の
皆さん

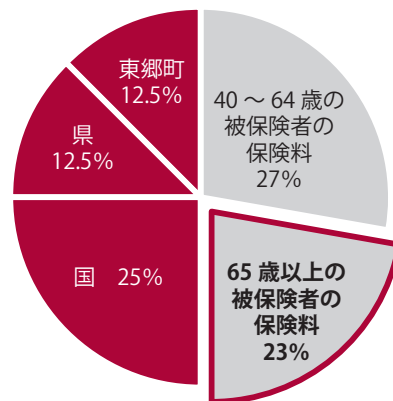
7 月中旬に保険料額の通知書と納付書を送ります。
〔特別徴収（年金からの天引きの人）は通知書のみ〕

■問い合わせ 長寿介護課 ☎ 0561 (56) 0735

◆介護保険の財源

介護保険料は、皆さんが住み慣れた地域でできるだけ長く、安心して暮らしていくための財源として使われています。

この財源は、皆さんに負担していただく保険料と、国や県、町の公費で成り立っています。



◆年齢による介護保険料の納め方の違い

40 歳～ 64 歳の人	65 歳以上の人
加入している健康保険（会社の社会保険、国民健康保険など）の保険料（税）と一緒に納めます。	健康保険とは別に、町に介護保険料として納めます。納め方は、 普通徴収（納付書・口座振替） と 特別徴収（年金からの天引き） があります。

	普通徴収	特別徴収
対象	年金受給額が年額 18 万円未満の人	年金受給額が年額 18 万円以上の人
納め方	送付される納付書や口座振替で、町に納めます。	受給される年金から天引きされます。
納期	7 月から翌年 3 月（年 9 回） ※年度途中で特別徴収に切り替わる場合があります。	年金の受給月（4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、翌年 2 月）
その他	特別徴収の対象者でも、年度の途中で次の①～③に当てはまると、一時的に普通徴収となります。 ① 65 歳になった（誕生月の翌月に納付書を送付） ② 東郷町に転入した（転入月の翌月に納付書を送付） ③ 税務申告の修正があり、保険料が変更された ※①と②の場合、それぞれ 65 歳になった日、転入日から数えておおむね半年から 1 年後に特別徴収に切り替わります。切り替わる時に送付される通知書でご確認ください。	

注意事項

特別徴収に切り替わるまでは、納付書や口座振替で納めていただきます。
納付書が届いても「自分は年金からの天引きだから関係ない」と思って支払わないと、結果的に保険料が滞納になり、必要なときに介護保険サービスが受けられなくなる場合があります。

◆ 65歳以上の皆さんの介護保険料額

介護保険料額は、前年中の収入や所得に応じて13段階で決定します。

平成30年度介護保険料年額表（所得段階別）

所得段階	対象	料率	保険料額 (年額)	
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 ③世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入などが80万円以下の人	基準額×0.45 ※1	26,900円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入などが80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.65	38,900円	
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入などが120万円を超える人	基準額×0.75	44,900円	
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯に課税者がおり、本人の年金収入などが80万円以下の人	基準額×0.9	53,900円	
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯に課税者がおり、本人の年金収入などが80万円を超える人	基準額 ※2	59,900円	
第6段階	本人が住民税課税で 本人の合計所得金額が	120万円未満の人	基準額×1.1	65,900円
第7段階		120万円以上200万円未満の人	基準額×1.3	77,900円
第8段階		200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	89,900円
第9段階		300万円以上400万円未満の人	基準額×1.6	95,900円
第10段階		400万円以上500万円未満の人	基準額×1.7	101,900円
第11段階		500万円以上700万円未満の人	基準額×1.9	113,900円
第12段階		700万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.1	125,900円
第13段階		1,000万円以上の人	基準額×2.3	137,900円

※1 消費税増税分を財源とした公費の投入で、保険料率と保険料（年額）が減免されています。

※2 基準額は、3年ごとに策定する介護保険事業計画の中で見直しています。平成30年度から32年度までの東郷町の基準額は4,997円（月額）です。保険料額（年額）は基準額に所得段階ごとの「料率」と12（月）を乗じて100円未満を切り捨てた金額です。

◆ 一定以上所得者の負担割合の見直し

一定以上の所得がある被保険者は、介護サービス利用時の負担割合が、従来の2割から3割に変更されます。

7月中に、介護認定を受けている全ての人を対象に「介護保険負担割合証」を発行します。介護サービスを利用する際に事業所に提示していただく必要があるため、介護サービスをご利用される人は特にご注意ください。

